

# 税務トピックス

## 四季報

第31回

### 「マルサの取組みと 決算期別の税務調査」

脱税のうちでも特に悪質なものを対象とする「査察調査」について、国税庁が6月15日に発表した平成28年度データによると、平成28年度の脱税額は総額で161億円、告発分は127億円でした。

告発した事案1件当たりの脱税額は九千六百万円。脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券、FX取引の証拠金として留保されていたほか、住居や高級外車、高級腕時計、金地金、競走馬等の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

調査方法としてデジタルフォレンジックツールを使用し、削除されたデータを復元することにより、不正取引を解明する方

法や、国外預金の解明のために租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度が活用されました。

■査察の今後の取組 〓 今後は全ての氏名、手口を公表へ

平成29年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえ、特に「消費税不正還付事案」、「無申告事案」、「国際事案」のほか、社会的関心が高く、近年の経済社会情勢に即した分野で、悪質な脱税が伏在する可能性が高い事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案への取組が積極的に行われます。

これまで国税庁は、個別の脱税事件については守秘義務の観点から情報を公開せず、一年一度の概要公表の際に、とりわけ特徴的な事例について手口などを公表するにとどめていました。

しかし、脱税の予防や査察の取り組みについて周知することなどを目的として、今後は全ての査察事案について、脱税をした法人や個人の名前、脱税額、手口などを公表していくことになりました。

### 《告発の多かった業種》

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
業種	件数	業種	件数	業種	件数
不動産業	16	建設業	15	建設業	30
クラブ・バー	10	不動産業	12	不動産業	10
建設業	8	クラブ・バー	7	金属製品製造	5
運送業	4	機械器具卸	6	商品、株式取引	5

■決算期別の税務調査確率  
法人における税務調査の選定は、原則として左記のルールに基づいて実施されます。

- ① 2月～5月決算法人… 7月～12月(上期)の調査
  - ② 6月～1月決算法人… 1月～6月(下期)の調査
- 決算期別の法人数(申告数)を、毎年国税庁からの申告件数の統計資料で確認すると次の通りとなっています。
- ① 2月～5月決算法人…108万社
  - ② 6月～1月決算法人…152万社

日本中小企業の5社に1社が3月決算として申告されています。税務調査の時期として考えてみますと、7月～12月(上期)は税務調査の最盛期です。一方で、1月～6月(下期)の時期というのは、2月～3月の所得税確定申告時期を含んでいますのでその期間はあまり法人税の調査はされません。

そのため税務調査の数は、7月～12月(上期)は多くなり、1月～6月(下期)は少ない傾向になります。7月～12月(上期)は、申告法人数は少ないが調査が多いのに対し、1月～6月は、申告法人数は多いが調査が少ないこととなります。

という2つの事実から考えると導き出せる結論は単純に②6月～1月決算法人の方が調査確率が低いということになります。税務調査の確率だけで決算期を考えると実務上ないとは思いますが、現実的には決算期は簡単に変更できません。自社の利益の上がる時期等を確認したうえで検討して頂ければと思います。

(税理士 光廣 昌史)

### 第4回 そこが知りたかった!税務・会計セミナー なるほど!よくわかる『消費税の仕組み』

経理担当者の方にとって、消費税の取扱いは、日常の会計処理で必要となる税務知識のひとつです。当セミナーでは、実務に活かして頂けるよう、消費税の基本的なしくみに加え、「課税・非課税・免税・不課税」の課否判定について、日常よく発生する事例や、誤りやすい事例を交えて詳しく解説致します。是非とも、消費税の基礎、実務上の注意点を掴んで頂き、今後の経理業務にお役に立てれば幸いです。奮ってご参加ください。

- ◆日時 2017年9月5日(火) 13:30～16:30
- ◆講師 副所長・税理士 中山 昌実
- ◆会場 てらまちビュー空権(12階)  
広島市中区寺町5番20号 広島城南川1-サイエBLD
- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆定員 18名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ  
総合企画部/下田・和田

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
お申込みはHPから  
URL / <http://www.office-m.co.jp/>